

前払金の使途拡大について

(1) 内容

令和6年10月1日以後の壬生町発注工事に係る前払金の使途について、次のとおりとする。

(中間前払金を除く)

| 拡大前 | 拡大後 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u> | 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費 <u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u> |

注) 現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

(2) 契約に関する取扱い

第38条の特約条項を契約書に添付し契約を締結する。

なお、変更契約の場合については、工事打合せ簿により協議の上、変更契約書に第38条の特約条項を添付し、契約を締結する。

<特約条項>

約款第38条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(3) 適用時期等

平成28年10月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※参考 壬生町建設工事請負契約書

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。